

高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について

平成24年6月11日
国土交通省

1. 平成24年4月29日未明、関越自動車道において、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが乗客45名を乗せて走行中、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客のうち7名が死亡し、38名が重軽傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した。
2. 安全の確保は交通機関の要諦であり、国土交通省においても、同事故を受け、政務三役会議の下に吉田国土交通副大臣を座長、津川大臣政務官を座長代理とする「関越自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえた公共交通の安全対策強化に係る検討チーム」を設置し、安全対策の強化とその実効性の確保について精力的に検討を重ねてきた。
3. 今般、同チームにおいて、高速ツアーバス等貸切バスに関する安全規制の内容やその遵守のための仕組み等に関し、別紙のとおり、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等の具体的な安全対策をとりまとめた。
4. これを踏まえ、国土交通省としては、関係省庁との連携・協力の下、貸切バス事業者、旅行業者等の関係者と一丸となって、今般とりまとめた緊急対策を直ちに実行に移していくとともに、その実施状況等を踏まえ、必要がある場合は更なる対策の追加、運用の改善等を行うものとする。

I 今夏の多客期の安全確保のための緊急対策

【1. 緊急重点監査】

(1) 緊急重点監査の実施とその結果の活用

① 緊急重点監査の実施

・地方運輸局と都道府県労働局の合同で現在実施している、高速ツアーバスを運行している全国の貸切バス事業者（約 200 社）及び旅行業者（約 60 社）に対する緊急の重点的監査について、6 月中に完了。

② 監査で得られた情報の公表

・当該監査で得られた個別の貸切バス事業者毎の情報に加え、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定状況等を記載した「高速ツアーバス運行事業者リスト(仮称)」を公表し、高速ツアーバスを企画する旅行業者に当該リストを適切に活用するよう指導。【通達】

【2. 安全確保のための基準等の強化】

(2) 乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直し

・勤務時間及び乗務時間に係る基準（現行：2 日間を平均して運転時間は 1 日 9 時間以内等）や交替運転者の配置指針（現行：目安として 1 日上限 670 km）、点呼のあり方や運転者の健康状態の把握方法など過労運転防止対策全般を見直すための専門家による検討会において検討を行い、緊急対策については、6 月中に一定の結論を得て速やかに実施。

(3) 運送に関する文書の作成・保存の義務付け

・6 月中に、旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、両者に対し、運送に関する文書の作成・保存を義務付けることを措置。
【通達／省令】

(4) 旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加

・6 月中に、旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを旅行者に提供する行為を追加。【通達／省令】

【3. 安全等に関する適切な情報の提供・把握】

(5) 「高速バス表示ガイドライン（仮称）」及び「輸送の安全を確保するための

の貸切バス選定ガイドライン（仮称）」の策定・活用の周知

・6月中に、2.(2)の緊急対策も踏まえ、高速乗合バスと高速ツアーバスの別、交替運転者の配置予定、1.(1)の高速ツアーバス運行事業者リスト等、安全情報の利用者への提供を内容とする「高速バス表示ガイドライン（仮称）」を作成し、旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、販売サイトも含め、夏の多客期までにこれに沿った表示がなされるよう指導。【通達】

・6月中に、2.(2)の緊急対策も踏まえ、旅行業者、地方自治体、学校その他の発注者が貸切バス事業者を選ぶ際のポイント（貸切バス事業者の安全性等。例えば、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」による認定状況等）や、発注の際の留意点（運転者の乗務時間等の基準に適合した行程の作成等）を示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン（仮称）」を作成し、発注者に対してその周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・発注がなされるよう指導・要請。【通達】

(6) 旅行業者による「安全運行協議会（仮称）」の設置の推進

・高速ツアーバスを企画する旅行業者に対して、当該旅行業者及び当該旅行業者が運行を依頼する貸切バス事業者により組織される「安全運行協議会（仮称）」を6月中に設置するよう指導。同協議会において、今回の事故を踏まえた対策を協議・実施するとともに、安全確保に向けた情報共有や勉強会、内部チェック等を継続的に実施することにより安全性を向上。【通達】

(7) 旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け

・6月中に、上記(5)の「高速バス表示ガイドライン（仮称）」を踏まえ、消費者庁と調整の上、旅行業者による企画旅行の広告において高速ツアーバスの安全性に係る事項の表示を義務付けることを措置。【通達／省令】

(8) 利用者等から国への通報窓口をネット上に設定

・6月中に、企画旅行の広告表示やバス事業者の安全性に関する情報について、利用者等からの通報窓口を国土交通省のサイト上に設定。旅行業者及びバス事業者に対してその周知を図るとともに、販売サイトを含め、夏の多客期までに当該通報窓口へのリンクを設定するよう指導。【通達】

(9) 行政処分事業者に係る詳細情報の公表

・6月中に、悪質な貸切バス事業者の排除を促進する観点から、行政処分を受けた事業者に係る詳細な情報を公開する仕組みを整備。

【4. 関係者の連携・フォローアップ】

(10) 行政と関係業界等との輸送の安全確保のための体制の構築

- ・ 6月中に、地域ブロック毎に行政及び関係業界等による輸送の安全確保のための協議組織を設立。 定期的な会合を開催するとともに、当該組織が多客期における安全点検を実施する等安全対策の継続的な監視・実行を図る。

Ⅱ 引き続き検討すべき事項

【主な事項】

1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
3. 参入規制のあり方の検討
4. 運賃・料金制度のあり方の検討
5. 監査体制の強化
6. 処分の厳格化
7. 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
9. 運輸安全委員会の調査対象の見直し（重大な事業用自動車事故等）
10. その他